

## 令和4年予備試験解答速報 - 憲法

1 第1. 争議行為の禁止規定は、争議行為権を侵害するものとして憲法28条  
2 に反し違憲ではないか。

3 1. 憲法28条は労働者の労働基本権を保障しており、そのうち「団体行動  
4 をする権利」として、争議行為権を含む団体行動権が保障される。

5 2. 争議行為の禁止規定は、特別公的管理鉄道会社（以下「特別会社」と  
6 いう）の従業員の争議行為を禁止することにより、特別会社の従業員の  
7 争議行為権を制約している。

8 3. 争議行為権を含む労働基本権は、憲法25条に定める生存権の保障を  
9 基本理念とし、経済上劣位に立つ勤労者に対して実質的な自由と平等と  
10 を確保するための手段として保障された権利であり、労働者の生きる権  
11 利であるといえる重要な権利である。しかも、争議行為の禁止規定は、  
12 特別会社の従業員の争議行為を例外的に一律に禁止する強度の制約であ  
13 る。

14 そこで、争議行為の禁止規定は、①目的が必要不可欠な利益の保護に  
15 あり、かつ、②手段が目的を達成するために必要最小限度のものでなけ  
16 れば、憲法28条に反し違憲であると解する。

17 4. 争議行為の禁止規定の目的は、(i) 特別会社を財政的に支えるために  
18 地方鉄道維持税を負担している住民に対して、特別会社の従業員の争議  
19 行為によりその生活に重大な悪影響を与えることは不適切であることと、  
20 (ii) 争議行為により鉄道の利用客が減少すると、特別会社の経営再建  
21 に支障が生ずることの2つにある。特別会社が運営する鉄道は、地方の  
22 住民の移動にとって不可欠な公共交通機関であり、公務員の職務と同様、

1 公共性の高いものであるといえる。そして、住民は、特別会社を財政的  
2 に支えるために地方鉄道維持税を負担しているのだから、このような住  
3 民が特別会社の従業員の争議行為により移動にとって不可欠な公共交通  
4 機関である鉄道の利用に支障を受けてその生活に重大な悪影響が出るこ  
5 とを回避する必要性は高い。したがって、(i)の目的は、必要不可欠な  
6 利益の保護にあるといえる(①)。また、私鉄の多くが経営危機に陥って  
7 おり、運行便数を減らしたり、一部の赤字路線を廃止したりするほか、  
8 賃金カット・人員削減も行っており、鉄道の中には、それに対抗するス  
9 トライキが頻発し、そのことが利用客離れを呼び、経営危機が進行する  
10 といった事態に陥っているものがあり、その経営再建に支障が生ずると、  
11 地方の住民にとって移動にとって不可欠な公共交通機関である鉄道の利  
12 用に支障を受けてその生活に重大な悪影響が出ることになる。したがっ  
13 て、(ii)の目的も、必要不可欠な利益の保護にあるといえる(①)。

14 次に②手段について検討するに、全農林警職法事件判決は、公務員の  
15 争議行為の禁止について、㉞公務員の勤務条件はすべて立法府により議  
16 論を経て法定されるものだから、使用者である政府に対する争議行為は  
17 的外れであるとする勤務条件法定主義、㉟公務員の争議行為については、  
18 私企業と異なり、使用者のロック・アウト、経営悪化による労働者の失  
19 業、市場からの圧力による抑制力を欠くとする考え、㊱人事院等による  
20 代償措置が存在することの3点を挙げて、合憲であると判断している。

21 確かに、特別会社は、従業員の賃金その他の基本的な労働条件を含む  
22 重要事項の決定について国土交通大臣の承認を得なければならないため、

1 労働条件の改善を求めて特別会社を相手方として争議行為を行うことは  
2 的外れであり、本問における争議行為の禁止規定についても㉞が妥当す  
3 る。

4 しかし、私鉄では、使用者のロック・アウトは可能であるし、経営悪  
5 化による解雇・倒産により労働者が失業する可能性もあるし、利用者か  
6 らの圧力もあるから、従業員の争議行為には抑制力が働くといえる。し  
7 たがって、本問における争議行為の禁止規定については㉞が妥当しない。

8 また、私鉄には、人事院に代わるような代償措置はなく、地方鉄道維  
9 持特措法案でも特別会社についてこのような代償措置は定められていな  
10 いため、㉞本問における争議行為の禁止規定については㉞も妥当しない。

11 そうすると、争議行為の禁止規定は、必要最小限度の手段であるとは  
12 いえず(㉞)、争議行為権を侵害するものとして憲法 28 条に反し違憲で  
13 ある。

14 第 2. 争議行為のあおり、そそのかしの処罰規定(以下「処罰規定」とい  
15 う)は、争議行為権を侵害するものとして憲法 28 条に反し違憲ではない  
16 か。

17 1. 憲法 28 条が保障する争議行為権の保障には、争議行為をあおり、又は  
18 そそのかすことも含まれると解する。

19 2. 処罰規定は、争議行為のあおり、そそのかしを処罰の対象とすること  
20 で、特別会社の従業員の争議行為権を制約している。

21 3. 争議行為権の重要性からすれば、これを処罰する規定の憲法 28 条適  
22 合性は、前記第 1・3 の違憲審査基準により審査するべきである。

1 目的は、争議行為の禁止規定と同じであり、①を満たす。

2 手段では、争議行為自体は単に禁止されるにとどまり処罰対象にはな  
3 っていないのに対し、争議行為のあおり、そそのかしについては処罰対  
4 象とすることについては必要性を欠くのではないかが問題となる。

5 これについては、禁止されている争議行為をあおり、又はそそのかし  
6 た者は、争議行為の開始、遂行の原因を作り、争議行為に対する原動力  
7 を与えた者として、単に争議行為を行った者に比べて社会的責任が重い  
8 から、争議行為禁止の目的を達成するためには、争議行為自体よりも厳  
9 しく禁止する必要があると考えられる。そして、処罰対象について、争  
10 議行為自体の違法性が強いものであり、かつ、あおり行為・そそのかし  
11 行為の違法性も強い場合に限られ、争議行為に通常随伴して行われるあ  
12 おり行為・そそのかし行為は処罰対象とならないと合憲限定解釈をする  
13 ことができるなら、処罰対象を目的達成のために必要最小限度の範囲に  
14 限定できるから、②を満たす。

15 しかし、全農林警職法事件判決は、上記の合憲限定解釈について、不  
16 明確な限定解釈であり、かえって犯罪構成要件の保障的機能を失わせる  
17 こととなり、その明確性を要請する憲法 31 条に違反する疑いすらある  
18 との理由から、否定されている、そうすると、処罰対象が目的達成のた  
19 めに必要な最小限度の範囲に限定されているとはいえず、②を欠く。

20 したがって、争議行為の禁止規定は、必要最小限度の手段であるとは  
21 いえず、争議行為権を侵害するものとして憲法 28 条に反し違憲である。